



(証券コード3779)
J-ESCOM HOLDINGS, INC.

第4期報告書

平成20年4月1日～平成21年3月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

事 業 報 告

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、世界的な金融危機などの影響から、株式市場・為替の急激な変動に加え、原油や原材料価格が乱高下するなど、企業を取り巻く環境は、極めて厳しい状況となりました。企業収益、生産及び輸出、設備投資などが大幅に減少し、更には、雇用情勢の悪化懸念や年金などの先行き不安により、個人消費も大きく冷え込み、景気は急速に悪化しました。

このような環境の下、当社グループでは、当連結会計年度においてM&Aにより取得した連結子会社や持分法適用関連会社を当社グループの内部統制基準へ適合させるため、業務管理や社員教育等の統制環境の整備を優先しながら業態の拡大を行なうことを目指して参りました。これら連結子会社1社、持分法適用関連会社1社が新たに加わったことにより、前年同期と比較して大幅な収益の改善となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は628百万円（前連結会計年度は326百万円）、営業損失は180百万円（前連結会計年度は274百万円の営業損失）、経常損失は153百万円（前連結会計年度は275百万円の経常損失）、当期純損失は141百万円（前連結会計年度は266百万円の当期純損失）となりました。

《教育事業》

教育事業につきましては、昨今の経済状況、少子化、学習塾など教育ビジネスの業界動向を分析し、新商材の開発・製作を行った場合の収益試算をした結果、今期は新商材の在庫リスクを抱えるビジネスをすべきでないという判断から、企業教育コンサルティングの販路拡大を行って参りましたが、営業要員の不足などの理由により売上拡大に及ばず、教育事業における売上高は36百万円（前連結会計年度は1百万円）となりました。

《衛星放送事業》

衛星放送事業につきましては、新規視聴者及び新規同時再送信顧客であるCATV各局の獲得を目指した営業活動を行って参りましたが、主力媒体であるスカパーフェクトTV!の番組視聴者が伸び悩みを見せる厳しい状況

の中、衛星放送事業における売上高は281百万円（前連結会計年度は304百万円）となりました。

《商事事業及びその他事業》

商事及びその他事業につきましては、株式会社ウエルネスが7月より連結子会社となったことにより、前年同期比では理美容関連商材が売上に貢献しているものの、当社グループの内部統制基準に適合する営業管理体制や流通システム体制への見直しに時間を要したこと、内部統制基準を遵守するための社員へ教育など営業活動に集中ができなかったことなどが要因となり、当初予定通りの営業活動ができませんでした。また、海外においては、中国現地法人の「たのめーる・チャイナ」が中国国内にある日系企業に対して訪問を行い、収益獲得が可能な商品の調査・仕入れ交渉を行いました。売上獲得には至りませんでした。これらの理由により、商事及びその他事業における売上高は311百万円（前連結会計年度は20百万円）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- ・当社は、平成20年5月27日付で、株式会社ウエルネスの株式を全株取得し、完全子会社といたしました。

- ・当社は、平成20年8月1日付で株式会社モール・オブ・ティーヴィーの株式8,000株を取得し、子会社が保有していた株式と併せることにより、同社は当社の持分法適用関連会社（出資比率22%）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第1期 (平成18年3月期)	第2期 (平成19年3月期)	第3期 (平成20年3月期)	第4期 (当連結会計年度) (平成21年3月期)
売上高(百万円)	808	397	326	628
経常損失(百万円)	516	307	275	153
当期純損失(百万円)	690	375	266	141
1株当たり当期純損失(円)	11.55	6.13	4.36	2.31
総資産(百万円)	1,252	705	512	487
純資産(百万円)	991	662	482	363

(注) 1. 第2期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスコム	330百万円	100%	小中高教材、小学生及び中学生対象のインターネット学習システムの編集・制作・販売、企業向けコンサルティング、貸付金による利息収入等のファイナンス事業
株式会社 インストラクティブー	240百万円	— (100%) (注1)	デジタル衛星放送による中学校教科書別学習講座の制作・放送
Escom China Limited	70百万円	— (100%) (注1)	海外事業持株会社
達楽美爾（上海） 商貿有限公司	100百万円	— (70%) (注2)	カタログ販売、文房具及び事務機消耗品の通信販売事業
株式会社ウエルネス	10百万円	100%	理美容商材等の販売

(注) 1. 株式会社インストラクティブー及びEscom China Limitedは、当社子会社である株式会社エスコムが株式を100%保有する連結子会社であります。従いまして、両社の議決権比率は、当社子会社が保有する議決権の状況となります。

2. 達楽美爾（上海）商貿有限公司は、Escom China Limitedが資本金の70%を出資する連結子会社です。

③ その他

重要な業務提携の状況

会社名	資本金	議決権比率	契約内容
株式会社モール・オブ・ ティーヴィー	874百万円	22.0%	商品販売に関する業務資本提携契約

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におきましては、M&Aにより取得した連結子会社・持分法適用関連会社が増加したことにより、大幅な収益の改善に繋がったものの、営業赤字の改善には至っておりません。

このような状況から、新たなM&Aの成立、各セグメントのビジネスモデルの構築、内部統制を順守した部門収益の確立を図ることが重要な課題であると考えております。

当社グループでは、現状における改善点を推し進めて事業の確立を図り、売上拡大、今後の経営の安定化に向けて、次のような方針にて課題に取り組んで参ります。

① 教育事業への営業推進と事業の確立

今まで開催してきたセミナーなどで培った市場調査を踏まえ、教育事業として学校等の教育機関への企画営業、企業へのコンサルティング等、可能な限り在庫などのリスクを負わないビジネスモデルの再構築に取り組んで参ります。

また、衛星放送事業とそれに連動する教材等の企画販売の展開を目指して参ります。

② 商事事業の拡充と新規事業の展開

商事事業におきましては、株式会社ウエルネスが扱う理美容品関連商材の効率的な販売方法の検討を行うことにより、収益の確保を目指して参ります。

また、中国現地法人の「達楽美爾（上海）商貿有限公司」につきましては、中国市場における動向を見極めながら有益な資本投下となるよう、慎重かつ積極的に育てたいと考えており、高利益率の確保を第一に考えた新規商材の発掘など営業活動を進め、商事事業の拡充を図って参ります。

③ 新たな業務提携、資本提携の積極的推進

各事業セグメントにおける既存事業の拡大・強化と並行して、各事業が有機的に結合し、相乗効果を創出できる体制作りに向けて、他社との業務提携、資本提携なども積極的に推進して参ります。

また、これを具体的、効果的に実現させるために設立した持株会社により、機動的な組織再編や迅速な意思決定を行い事業会社として得意分野の絞込みを行って利益体質の改善を図って参ります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

事業内容	主要な業務
教育事業	小中高教材、小学生及び中学生対象のインターネット学習システムの編集・制作・販売、企業向けコンサルティング
衛星放送事業	デジタル衛星放送による中学校教科書別学習講座の制作・放送
国内商事事業	理美容商材等の販売
海外商事事業	カタログ販売、文房具及び事務機消耗品の通信販売事業
その他	貸付金による利息収入等のファイナンス事業

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

会社名	区分	所在地
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社	本社	東京都港区
株式会社エスコム	本社	東京都港区
株式会社インストラクティブイー	本社	東京都港区
Escom China Limited	本社	中国香港
達樂美爾（上海）商貿有限公司	本社	中国上海市
株式会社ウエルネス	本社	東京都港区

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
29名	16名増

(注) 使用人数が前連結会計年度末と比べて16名増加しておりますが、その主な理由は、平成20年5月27日付で株式会社ウエルネスを連結子会社化したことによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	増減なし	34.5歳	1.9年

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成21年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 229,320,000株
- ② 発行済株式の総数 61,198,906株
- ③ 株主数 4,432名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
丁 廣 鎮	6,752千株	11.03%
株式会社イー・プレイヤーズ	2,500千株	4.08%
大商株式会社	1,922千株	3.14%
株式会社大塚商会	1,500千株	2.45%
たち川フード有限会社	1,230千株	2.00%
株式会社エリアクエスト	1,202千株	1.96%
大成栄養薬品株式会社	1,031千株	1.68%
林 洋 一	840千株	1.37%
J Iテクノロジーファンド	800千株	1.30%
株式会社テツカンパニー	800千株	1.30%

(注) 出資比率は自己株式 (1,407株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成21年3月31日現在)
 - イ. 平成19年2月5日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
5,000個 (新株予約権1個につき1,000株)
 - ・新株予約権の目的である株式の数
5,000,000株
 - ・新株予約権の払込金額
払込みを要しない
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 43,000円 (1株当たり 43円)

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 22円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年3月1日から平成27年2月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を行使する場合、付与されたと同様の地位にあることを要する。
新株予約権の質入その他処分はできない。
新株予約権者の相続人が行使することができる。
新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」の定めるところによる。
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,130個	4,130,000株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	24	24,000	3

ロ. 平成19年7月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
5,000個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
5,000,000株
- ・新株予約権の払込金額
払込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 31,000円（1株当たり 31円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 16円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月21日から平成29年7月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の質入その他処分はできない。
新株予約権者の相続人が行使することができる。

新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,783個	3,783,000株	2名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

平成14年12月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
16,500個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
16,500,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 2,000円（1株当たり 2円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 44,000円（1株当たり 44円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 23円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成14年12月27日から平成21年12月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
定めない
- ・割当先
第三者割当の方法により発行した新株予約権
株式会社ジャック 8,500個（8,500,000株）
株式会社イー・プレイヤーズ 8,000個（8,000,000株）

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長兼社長	丁 廣 鎮	IR担当 株式会社エスコム代表取締役 株式会社インストラクティブ代表取締役 達楽美爾（上海）商貿有限公司董事長 Escom China Limited代表取締役
取 締 役	米 持 貴 史	営業推進担当 株式会社ウエルネス代表取締役
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括担当
常 勤 監 査 役	横 山 泰 彦	
監 査 役	美 濃 部 健 司	
監 査 役	関 口 博	関口博法律事務所代表

(注) 1. 監査役3名は、すべて社外監査役であります。

2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・ 代表取締役丁廣鎮氏は、株式会社ウエルネスの取締役を兼務しております。
- ・ 取締役米持貴史氏は、株式会社エスコム及び株式会社インストラクティブの取締役並びに達楽美爾（上海）商貿有限公司の董事を兼務しております。
- ・ 取締役宗田こずえ氏は、株式会社エスコム、株式会社インストラクティブ及び株式会社ウエルネスの取締役並びに達楽美爾（上海）商貿有限公司の監査役を兼務しております。
- ・ 常勤監査役横山泰彦氏は、株式会社エスコムの社外監査役を兼務しております。
- ・ 監査役美濃部健司氏は、株式会社エスコム及び株式会社インストラクティブ並びに株式会社ウエルネスの監査役を兼務しております。
- ・ 監査役関口博氏は、株式会社エスコムの監査役を兼務しております。

3. 監査役関口博氏は、弁護士の資格を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (-)	73百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	(1)
合 計 (うち社外役員)	6 (3)	74 (1)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額100百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・ストック・オプションによる報酬額

取 締 役	3名	32百万円	(うち社外取締役	1名	1百万円)
監 査 役	3名	0百万円	(うち社外監査役	3名	0百万円)

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
特記すべき事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・常勤監査役横山泰彦氏は、株式会社エスコムの社外監査役であります。
- ・監査役美濃部健司氏は、株式会社エスコム及び株式会社インストラクティービー並びに株式会社ウエルネスの社外監査役であります。
- ・監査役関口博氏は、株式会社エスコムの社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	横山 泰彦	当事業年度開催の取締役会22回すべてと、監査役会9回すべてに出席し、経営者としての経験を活かし、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	美濃部 健司	当事業年度開催の取締役会22回すべてと、監査役会9回すべてに出席し、監査役としての立場から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	関口 博	当事業年度開催の取締役会22回のうち16回に出席し、また監査役会9回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、法令順守に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、機密情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係わるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は業務管理統括本部が行うものとしております。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となるべく取締役を定めるものとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する体制を引き続き維持強化しております。

当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、行動指針並びにコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定して役職員が法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための行動規範としております。その徹底を図るため、業務管理統括本部においてコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備・強化を図るものとしております。

- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社が定める経営方針、行動規範、行動指針並びにコンプライアンス規程は、当社グループ共通の規定であります。
当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理しております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置しております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとしております。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する体制を整備するものとしております。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法としております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するように努めております。
取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとしております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	11,938	流動負債	39,001
現金及び預金	11,443	短期借入金	30,000
前払費用	383	未払金	687
その他	111	未払法人税等	950
固定資産	475,976	未払消費税等	610
投資その他の資産	475,976	未払費用	4,351
関係会社株式	475,976	預り金	1,212
		賞与引当金	900
		その他	289
		負債合計	39,001
		(純資産の部)	
		株主資本	282,345
		資本金	875,196
		資本剰余金	436,864
		資本準備金	436,864
		利益剰余金	△1,029,636
		その他利益剰余金	△1,029,636
		繰越利益剰余金	△1,029,636
		自己株式	△ 77
		新株予約権	166,566
		純資産合計	448,912
資産合計	487,914	負債純資産合計	487,914

損 益 計 算 書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	48,000
売 上 総 利 益	48,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	133,003
営 業 損 失	85,003
営 業 外 収 益	883
営 業 外 費 用	289
経 常 損 失	84,409
税 引 前 当 期 純 損 失	84,409
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950
当 期 純 損 失	85,359

株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から〕
〔平成21年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		資本剰余金計			利益剰余金計
		資 準 備 金	資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金				
平成20年3月31日 残高	875,196	436,864	436,864	△ 944,277	△ 944,277		△70	367,712	
事業年度中の変動額									
当期純損失				△ 85,359	△ 85,359			△ 85,359	
自己株式の取得						△ 7		△ 7	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 85,359	△ 85,359		△ 7	△ 85,366	
平成21年3月31日 残高	875,196	436,864	436,864	△1,029,636	△1,029,636		△77	282,345	

	新株予約権	純資産合計
平成20年3月31日 残高	133,699	501,412
事業年度中の変動額		
当期純損失		△ 85,359
自己株式の取得		△ 7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	32,867	32,867
事業年度中の変動額合計	32,867	△ 52,499
平成21年3月31日 残高	166,566	448,912

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当事業年度において、85百万円の営業損失を計上し、当事業年度末の利益剰余金の額が△1,029百万円となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、平成21年度の事業計画に基づき、子会社からのコンサルティング収入による売上の確保とコストの見直しに取り組んでおります。

また、当社はM&Aによる収益の確立を積極的に推し進めることにより、当社グループの部門収益の確保と営業収益確保を図る所存です。

財務面におきましては、自己資本比率が57.9%となり、今後、当社が企業買収や業務・資本提携を実行するための資金につきましては、当社グループ内での短期借入や新株予約権の権利行使や増資による資金調達を一部見込んでおり、今後も財務キャッシュ・フローの改善に努めてまいります。

計算書類は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

(2) 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金

従業員の賞与支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	79,200千円
計	79,200千円

② 担保に係る債務

短期借入金	30,000千円
計	30,000千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債務	30,289千円
--------	----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高

48,000千円

営業取引以外の取引高

918千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

	前事業年度末の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	906	501	—	1,407
合計	906	501	—	1,407

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

税務上の繰越欠損金	92,203千円
投資有価証券評価損否認	277,054千円
その他	26,525千円
繰延税金資産小計	395,784千円
評価性引当額	△395,784千円
繰延税金資産合計	—千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱エスコム	330,000	情報 通信業	(所有) 直接 100.0	役務の受入 資金の借入 役員の兼任	利息の 払	289	短期借入金	30,000
						利息の 取	629	その他 流動負債	289
						コンサル ティング料	48,000	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① ㈱エスコムとの取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- ② ㈱エスコムからの借入金については、関係会社株式79,200千円を担保に供しております。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (千円)	事 業 の 容 業 内 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員及び 近親決半 有者の 権数を 社等	㈱ジャック	49,000	経営コンサル タント事 業	当社役員が 100%直接 保有	建物の賃借	賃借料	3,954	前払費用	346

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (㈱ジャックとの取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4円61銭
- (2) 1株当たり当期純損失 1円39銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月21日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊤
業務執行社員
指定社員 公認会計士 法木右近 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度に85百万円の営業損失を計上した結果、当事業年度末の利益剰余金の額が△1,029百万円となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月29日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 横 山 泰 彦 ㊟

社外監査役 美濃部 健 司 ㊟

社外監査役 関 口 博 ㊟

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	326,992	流動負債	114,146
現金及び預金	239,646	支払手形及び買掛金	79,626
受取手形及び売掛金	44,221	未 払 金	7,404
たな卸資産	29,861	未払法人税等	10,069
前払費用	2,697	未 払 費 用	7,447
繰延税金資産	3,999	賞与引当金	4,440
その他	8,032	そ の 他	5,158
貸倒引当金	△ 1,468	固定負債	9,866
固定資産	160,794	そ の 他	9,866
有形固定資産	36,298	負 債 合 計	124,013
建物及び構築物	495	(純資産の部)	
工具器具備品	3,440	株主資本	194,168
土地	31,000	資本金	875,196
建設仮勘定	1,361	資本剰余金	436,864
無形固定資産	5,614	利益剰余金	△1,117,822
のれん	3,215	自己株式	△ 68
その他	2,398	評価・換算差額等	△ 162
投資その他の資産	118,881	為替換算調整勘定	△ 162
関係会社株式	94,746	新株予約権	166,566
差入保証金	22,304	少数株主持分	3,200
繰延税金資産	763	純 資 産 合 計	363,773
その他	2,891	負 債 純 資 産 合 計	487,787
貸倒引当金	△ 1,824		
資 産 合 計	487,787		

連結損益計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		628,590
売上原価		478,848
売上総利益		149,742
販売費及び一般管理費		330,522
営業損失		180,779
営業外収益		
受取利息	326	
持分法による投資利益	22,745	
その他	5,543	28,616
営業外費用		
その他	1,758	1,758
経常損失		153,921
特別利益		
前期損益修正益	2,828	
貸倒引当金戻入	4,555	
投資有価証券償還益	2,815	10,200
特別損失		
商品廃棄損	1,623	
減損損失	2,073	
その他	47	3,744
税金等調整前当期純損失		147,465
法人税、住民税及び事業税	5,798	
法人税等調整額	△ 4,763	1,035
少数株主損失		7,326
当期純損失		141,174

連結株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から〕
〔平成21年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	875,196	436,864	△ 976,648	△61	335,350
連結会計年度中の変動額					
当期純損失			△ 141,174		△141,174
自己株式の取得				△ 7	△ 7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 141,174	△ 7	△141,181
平成21年3月31日 残高	875,196	436,864	△1,117,822	△68	194,168

	評価・換算差額等 為替換算調整勘定	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	平成20年3月31日 残高			
連結会計年度中の変動額				
当期純損失				△141,174
自己株式の取得				△ 7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,134	32,867	△ 8,241	22,491
連結会計年度中の変動額合計	△2,134	32,867	△ 8,241	△118,689
平成21年3月31日 残高	△ 162	166,566	3,200	363,773

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度に180百万円の連結営業損失を計上した結果、利益剰余金は△1,117百万円を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、平成21年度の事業計画を策定し、今後も更にM&Aや業務提携の案件成立を目指し、事業拡大を推進して参ります。また、衛星放送事業と教育事業の売上拡大、ビジネスモデルの構築を進めることで、営業収益確保をして参ります。

商事業業では、中国市場という競合性の激しい市場で、利益の確保に向けた新商材の営業活動をする傍ら、国内では、当社グループの内部統制基準へ適合させるための統制環境の整備を行ないながら、理美容関連商材の販売による営業収益を確保して参ります。

財務面におきましては、自己資本比率が39.8%となり、今後、当社が企業買収や業務・資本提携を実行するための資金につきましては、新株予約権の権利行使や増資による資金調達を一部見込んでおり、今後も財務キャッシュ・フローの改善に努めて参ります。

連結計算書類は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--|
| ・連結子会社の数 | 5社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社エスコム
株式会社インストラクティブー
Escom China Limited
達樂美爾（上海）商貿有限公司
株式会社ウエルネス |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の状況

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数 | 1社 |
| ・主要な会社等の名称 | 株式会社モール・オブ・ティーヴィー |

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社ウエルネスを連結の範囲に含めています。これは、当連結会計年度に完全子会社とした株式会社ウエルネスの重要性が高いことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

② 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度から株式会社モール・オブ・ティーヴィーを持分法適用会社を含めています。これは、当連結会計年度中に当社が新たに株式会社モール・オブ・ティーヴィー株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外子会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日における計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 4～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑤ のれん及び負ののれん償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

- ⑦ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

3. 会計方針の変更

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ7,341千円増加しております。

② リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転以外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響はありません。

③ 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上の必要な修正を行っております。

これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

21,715千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	61,198,906	—	—	61,198,906
合計	61,198,906	—	—	61,198,906
自己株式				
普通株式	906	501	—	1,407
合計	906	501	—	1,407

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		前連結会 計年度末(株)	当連結会 計年度増加(株)	当連結会 計年度減少(株)	当連結会 計年度末(株)
第1回新株予約権	普通株式	16,500,000	—	—	16,500,000
第5回新株予約権	普通株式	4,480,000	—	34,000	4,446,000

(注) 1. 第5回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

2. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3円17銭
- (2) 1株当たり当期純損失 2円31銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月21日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 法木右近 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度に180百万円の連結営業損失を計上した結果、当連結会計年度末の利益剰余金の額が△1,117百万円となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月29日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 横山 泰彦 ㊟

社外監査役 美濃部 健司 ㊟

社外監査役 関口 博 ㊟

以上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	ジャスダック証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.j-escom.co.jp/ (ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○单元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*） 	特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711（通話料無料）
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿管理人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[手続き書類のご請求方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/ </div>

（*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711 (通話料無料)
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目1番3号

TEL (03) 3507-6350(大代表)